

令和8年度みどりのキャンバスプロジェクト事業協力団体募集要項

1 事業内容

県は、都市公園に設置されている花壇の一部を「みどりのキャンバス」として開放し、花壇の植栽・維持管理等を行っていただいております。

このたび、次の県営都市公園において、一部の花壇の植栽・維持管理等を行っていただける民間団体を募集します。

植栽・維持管理等を希望する団体は、応募にあたって花壇1区画の植栽イメージを作成していただきます。

県によって最も適切と認められた団体は、計画に沿って、草花の植付け、花殻取り、除草など花壇の植栽・維持管理等を行っていただきます。

2 募集区画数

- ・新町川公園(藍場浜) 22区画(A～V区画)
- ・鳴門総合運動公園(鳴門・大塚スポーツパーク) 4区画(A～D区画)
- ・鳴門ウチノ海総合公園 1区画(A区画)
- ・月見が丘海浜公園 3区画(A、B、C区画)

※ 同一団体による複数区画申請は可能です。

3 応募資格

- (1) 県内に活動拠点を持っている3名以上の団体であること
- (2) 月1回以上の活動と年間の維持管理が可能であること
- (3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由がないこと

4 応募期間

令和8年3月2日(月)から3月19日(木)まで

5 応募方法

展示申請書(第1号様式)及び関係書類に必要事項を記入の上、提出してください。

6 実施団体の決定

書類選考により決定

7 活動期間

決定日から令和9年3月31日まで

8 提出方法

メール又は郵送により、提出してください。

①メールによる提出先(都市計画課代表アドレス)

toshikeikakuka@pref.tokushima.lg.jp

②郵送による提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 県土整備部 都市計画課 都市施設整備担当あて

9 その他事項

(1) 実施に関する事

- ・実施団体の活動は、決定後提出していただく維持管理計画書に基づき行ってください。
- ・活動後速やかに、活動状況報告書を提出してください。
- ・政治的活動及び宗教的活動並びに経済的活動は行ってはいけません。
- ・上記に違反したとき、その他活動団体として不適切な行動をしたと県が認める場合には、活動を中止していただくことがあります。
- ・水やりは公園の散水栓を利用することができます。

(2) 材料に関する事

- ・活動に必要な花苗、肥料及び簡易な作業道具は県が一部提供します。

(3) その他

- ・報酬、昼食代、交通費は支給しません。
- ・県の負担により、傷害保険に加入します。
- ・グループを紹介する看板を設置します（宣伝看板や広告物の設置は不可）。